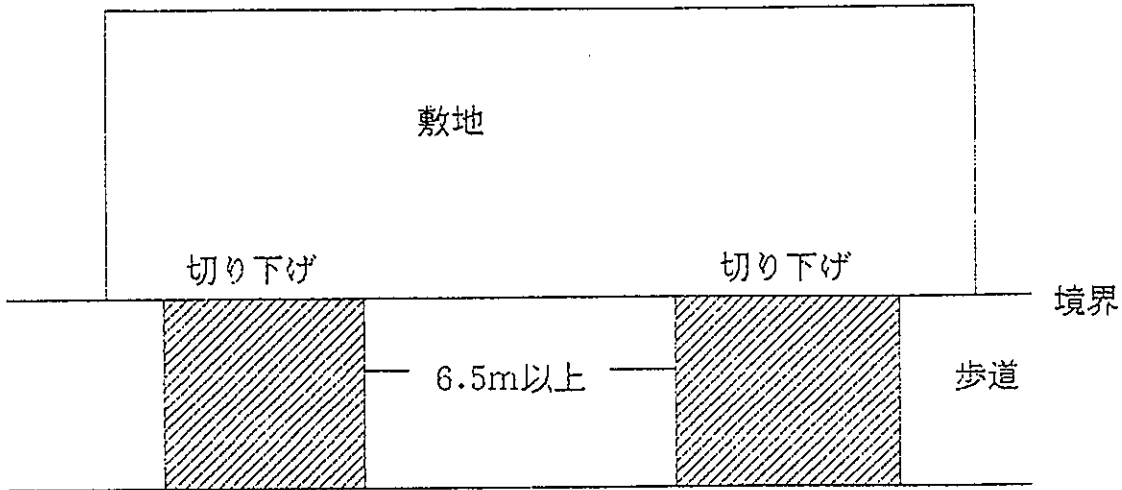


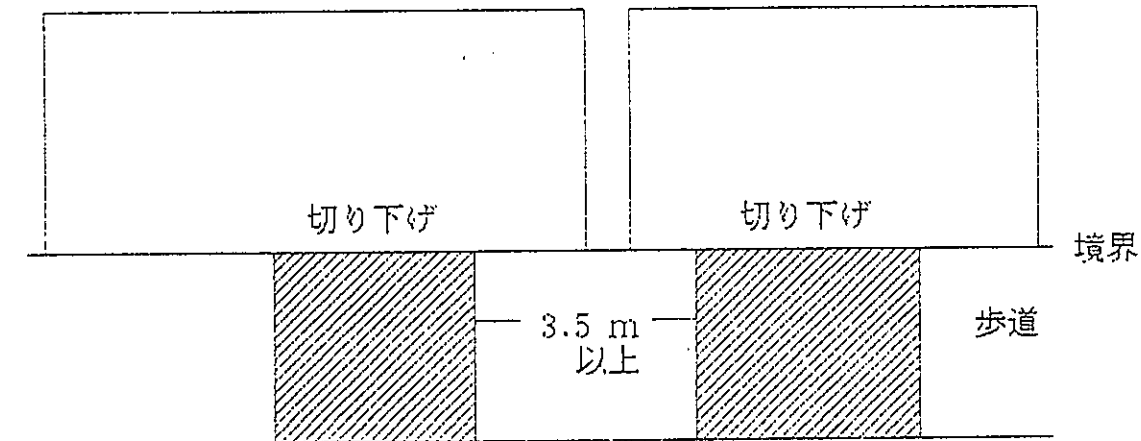
◎ 歩道切り下げ

切り下げ幅は最大7.2メートルで、間口以上広く作ることはできない。

原則として斜め切り下げは不可。



※ 同一施設に2箇所切り下げを行う場合、間隔は6.5メートル以上あけなければならない。(3箇所以上は許可しない)



※ 隣接した施設にそれぞれ切り下げを行う場合、間隔は3.5メートル以上あけなければならない。

※ 横断歩道との間隔は、5.0メートル以上。すみ切りについては警察の承認を必要とする。

◎ 原則として、切り下げの両端にはそれぞれ1メートル以上のガードレールを設置しなければならない。